## 「居住支援協議会等が必要と認める改修工事(令和7年6月時点)」

居住支援協議会名 : 徳島県居住支援協議会

## ≪記入要領≫

今般の変更後の「居住支援協議会等が必要と認める改修工事」の対象候補を、以下のとおり「補助対象 工事細目一覧」にしましたので、各居住支援協議会等が必要と認める改修工事に該当するもの(共用部 分・住戸部分)に〇をつけてください。

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 補助対象工事細目一覧	共 用	住戸
居住支援協議会等が認める工事		
入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事		
車いす対応台所の設置等	0	0
車いす生活者等に配慮したコンセント位置の移設又は設置	0	0
福祉型便房の設置等	0	0
脱衣所、玄関に腰掛け台の設置(固定)	0	0
聴覚障害者用お知らせランプの設置	0	0
点字表示の設置	0	0
居室の水栓器具の取替え(レバー式蛇口やワンプッシュ式シャワー等への取替え)	0	0
居室のサッシのクレセントを大型レバー型に改修	0	0
屋根除雪作業のための軽減措置(融雪装置の設置等)	0	0
ヒートショック対策工事(浴室・脱衣室・便所・寝室)		
断熱材の設置		
断熱タイル設置	0	0
断熱フローリングの整備	0	0
グラスウール・押出し発泡ポリスチレン等の増設	0	0
断熱サッシの設置		
内窓設置	0	0
複層ガラス設置	0	0
断熱雨戸設置	0	0
遮熱ガラリ設置	0	0
気密シートの設置	0	0
暖房便座への更新(温水シャワー付含む)	0	0
遮熱塗装	0	0
①物件取得の直後又は②サブリースにより住宅を供給する主体がサブリース物件の借上直後		$\overline{/}$
に行う、居住のために最低限必要な改修工事		-
洗面、便所、浴室等水回りの設備の設置	$\overline{}$	0
劣化した内装材の改修		0